

令和4年度農地利用効率化等支援交付金（融資主体）の点検結果（関東農政局）
（3年計画の3年度目（令和6年度実績））

○概要

農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）は、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けて、助成対象者が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入等を支援する事業である。本事業は、市町村を事業実施主体とする間接補助事業で、その目標年度は計画承認年度（令和4年度）から3年度目の令和6年度である。

○事業実施地区の達成状況

| | 対象地区 | すべての成果目標を達成した地区 | 指導を要する地区 |
|------|------|-----------------|----------|
| 計 | 78 | 35 | 52 |
| 茨城県 | 22 | 5 | 17 |
| 栃木県 | 24 | 10 | 14 |
| 群馬県 | 1 | | 1 |
| 埼玉県 | 11 | 5 | 6 |
| 千葉県 | 3 | 1 | 2 |
| 神奈川県 | 1 | | 1 |
| 長野県 | 12 | 8 | 4 |
| 静岡県 | 13 | 6 | 7 |

（注）各地区では、複数の成果目標を設定している。については、3年度目の年度別計画について、そのすべての成果目標を達成した場合は「すべての成果目標を達成した地区」に、達成していない目標がある場合は「指導を要する地区」に区分している。

○所見及び今後の対応

各県から当局への目標達成状況報告書の内容から、目標未達成地区の内訳として、必須目標の「付加価値額の拡大」と選択目標のうち「経営面積の拡大」の目標設定数が多く、これら目標での目標未達成が見受けられる。目標未達成の要因は、資材価格の高騰や借受農地の選定難等である。これら目標未達成地区に対しては、県から市町村に対し、経営改善や農地中間管理機構の活用等、目標未達成の要因に対応した指導をしていることから、目標年度の翌々年度までの目標達成に向け、当局としては県に対し、これら指導を促していく。

令和6年度農地利用効率化等支援交付金（被災）の点検結果（関東農政局）
（目標年度（令和6年度実績））

○概要

農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）は、令和6年度能登半島地震により損壊した農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施し、被災した農業者の早期の営農再開を図ることを支援する事業である。本事業は、市町村を事業実施主体とする間接補助事業で、その目標年度は計画承認年度（令和6年度）である。

○事業実施地区の達成状況

事業実施地区は、長野県・飯山市（助成対象者：2名）であり、成果目標（被災農業者の農業経営の維持）を達成した。